



Title	上博楚簡『季康子問於孔子』の編聯と構成
Author(s)	福田, 哲之
Citation	中国研究集刊. 2006, 41, p. 142-160
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/61227">https://doi.org/10.18910/61227</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 上博楚簡『季康子問於孔子』の編聯と構成

福田哲之

### 一、竹簡の書誌的概要と帰属問題

『季康子問於孔子』は、馬承源主編『上海博物館藏戰國楚竹書(五)』(上海古籍出版社、二〇〇五年)において公表された出土古佚文献である。濮茅左氏の「积文考」にもとづき、竹簡の書誌的概要を以下に記す。

原題は見られず、篇題は全文の首句「季康子問於孔子」による(本稿においては便宜上「季康子」を「季康子」と表記)。本篇の竹簡は二十三簡。完簡八簡(簡1・3・4・7・19・21・23)、綴合後完整簡四簡(簡10・15・18・22)、綴合後不完整簡一簡(簡11)、上段缺失(下段残存)簡九簡(簡2・6・8・9・12・13・16・17・21)、中段残存簡一簡(簡5)。竹簡の形制は以下の通り。

・簡端……平齊

- ・完簡簡長……約三十九cm
- ・簡寬……○・六cm
- ・簡厚……○・一二cm前後
- ・編繩……三道
- ・契口……竹簡右側・頂端より上契口約一・三cm、上契口より中契口約十八cm、中契口より下契口約十八・二cm・下契口より尾端約一・三cm

このように濮氏は上下二段の残簡の綴合を試み、簡10・15・18・22の四簡を「綴合後完整簡」、簡11を「綴合後不完整簡」として扱うが、その中にはなお綴合について異論のある簡も含まれているため、ここではひとまず綴合前の状態に復し、それぞれ上段をA・下段をBとして表示する。

また、簡16については『季康子問於孔子』の他の竹簡

と字体が異なり、『昔者君老』（『上海博物館藏戰國楚竹書（二）』一〇〇一年）および『内礼』（『上海博物館藏

戰國楚竹書（四）』一〇〇四年）の字体と合致し（注1）、構文の共通性と文義の関連から、『昔者君老』簡2に下接すべきことが知られる（注2）。一方、『内礼』附簡は、『内礼』『昔者君老』と字体が異なり、逆に『季康子問於孔子』の字体と合致し、編線（契口）も同位置にあることから、『季康子問於孔子』中に帰属すべきことが知られる（注3）。本稿ではこれらを踏まえて、簡16を除外し、新たに『内礼』附簡を加えた以下の二十八簡に基づき検討を加える。

1・2・3・4・5・6・7・8・9・10 A ·  
10 B · 11 A · 11 B · 12 · 13 · 14 · 15 A · 15 B · 17 ·  
18 A · 18 B · 19 · 20 · 21 · 22 A · 22 B · 23 · 附簡

なお『季康子問於孔子』には、現時点において少なくとも十簡の下段のみの残簡が存在し、それ以外にも缺失簡が想定される。したがって、編聯の完全な復原は困難としなければならず、以下の検討はあくまでも、現存竹簡という限定された範囲における、最も整合性の高い編聯の復原を目標としたものであることを予め断つておきたい。

## 二、編聯に関する先行研究

残存簡から知られる断片的な内容を総合すると、『季康子問於孔子』は民の統治にかかわる季康子と孔子との問題によつて構成されていたと見なされる。民の統治にかかる政治論という点では、上博三『中弓』と類似した性格をもつが、『中弓』の場合は季桓子の宰となつた仲弓と孔子との問答であり、孔子が弟子の仲弓に請われて、民の統治についての助言を与えるという間接的な形をとるのに対し、『季康子問於孔子』では、政権担当者である季康子の詰問に答えるという直接的な形で孔子の政治論が語られている。「管仲に言有りて曰く」（簡4）、「丘之を孟子側に聞く」（簡6）、「丘之を聞く、臧文中に言有りて曰く」（簡9）、「丘や聞く」（簡18A）のごとく、孔子の発言中に聽聞・伝聞の形式が多見されるという『季康子問於孔子』の特色も、こうした上位者からの詰問に対する回答という本篇の性格に起因するものと考えられる。管見の及んだ『季康子問於孔子』に関する先行研究は以下の通りである。

・ 濑茅左「『季康子問於孔子』釋文考釈」（『上海博物館藏戰國楚竹書（五）』二〇〇五年十二月）

- ・季旭昇「上博五札議(上)」、簡帛網|100六年|一月十八日 (<http://www.bsm.org.cn/>)
- ・陳劍 1 「談談《上博(五)》的竹簡分篇·拼合与編聯問題」、簡帛網|100六年|一月十九日 (<http://www.bsm.org.cn/>)
- ・何有祖 1 「《季康子問于孔子》与《姑成家父》試說」、簡帛網|100六年|一月十九日 (<http://www.bsm.org.cn/>)
- ・陳偉 1 「上博五《季康子問于孔子》零識」、簡帛網|100六年|一月二十日 (<http://www.bsm.org.cn/>)
- ・何有祖 2 「上博五零釋(二)」、簡帛網|100六年|一月二十四日 (<http://www.bsm.org.cn/>)
- ・李天虹「讀《季康子問于孔子》札記」、簡帛網|100六年|一月二十四日 (<http://www.bsm.org.cn/>)
- ・李銳 1 「讀《季康子問於孔子》札記」、孔子|1000網|100六年|一月|一十六日 (<http://www.confucius2000.com/>)
- ・李銳 2 「讀上博五札記(1)」、孔子|1000網|100六年|一月|十七日 (<http://www.confucius2000.com/>)
- ・李銳 3 「讀上博五補札」、孔子|1000網|100六年|一月|一十八日 (<http://www.confucius2000.com/>)
- ・陳偉 2 「《季康子問于孔子》零識(續)」、簡帛網|100

1)のふたの編聯に関する諸家の見解を発表の順に列挙す  
る。以下のように述べてある。

濮茅左	:	1 + … 2 + 3 + 4 + … 5 / 6 + 7 / 8 / 9
	+	10 A + 10 B / 11 A + 11 B / 12 + : 13 + 14
	+	15 A + 15 B / 17 / 18 A + 18 B + 19 + 20 /
	21 + 22 A + 22 B + 23	
陳劍 1	:	8 : 5 : 21 + 22 A + 13 + 14 + 15 A + 9 +
	10 A + 10 B + 19 + 20 + 23	
李銳 1	:	10 A + 10 B + 11 A + 18 B + 19 / 17 + 23 /
	18 A + 5 + : 11 B / 12 + : 15 B	
陳偉 2	:	12 + : 15 B
牛新房	:	11 B + 18 A

）の見解を踏まえ、次章以降では、必ず以下の二

組の編聯について検討を加える。なお、本稿の釈文は前掲の先行研究を勘案し、私見を加えて作成したものであり、排印の便宜上、可能な限り通行の文字を用いた。

〔第一組〕 1 + … 2 + 3 + 4

〔第二組〕 6 + 7

〔第三組〕 8 + : 21 + 22 A + 13 + 14 + 15 A + 9 + 10 A  
+ 10 B + 11 A + 18 B + 19 + 20

季康子、孔子に問いて曰く、「肥、有司の後に従うも、一も民務の焉に在るかを知らざれば、唯だ子に之れ羞めを貽せり。請問す、君子の事に従う者の民の「上」に於ける、「君子の大務は何ぞや。」  
孔子曰く、「之を仁むに」徳を「以」てす。此れ君子の大務なり。」

康子曰く、「請問す、何をか之を仁むに徳を以てすと謂う。」

本章では第一組と第二組について検討を加える。はじめに第一組の釈文・訓読を示す。

〔第一組〕  
季康子問於孔子曰、「肥、從有司之後、一不知民務之焉在、唯子之貽羞。請問、君子之從事者於民之【1】  
「上、君子之大務何。」  
孔子曰、「仁之以」徳、此君子之大務也。」

孔子曰、「君子在民【2】之上、執民之中、施教於百姓、而民不服焉、是君子之恥也。是故、君子玉其

『季康子問於孔子』における「季康子」の表記は、簡1が「季康子」と記す以外はすべて「季」姓を省略した

「康子」のみであり、その内容からも簡5が『季康子問於孔子』の冒頭簡であることはほぼ確実と見なされる。

「民の統治者としての君子の大務は何でしようか」との季康子の問い合わせに対し、孔子が「徳によって民をいつくしむこと」であると答え、さらに季康子が「徳によつて民をいつくしむこと」の意味を問い合わせ、孔子がそれに答えるという継起式の問答体となつており、 $1+ \cdots + 2 + 3 + 4$  の編聯は妥当な復原であると考えられる。簡4に管仲の言の引用が見られるが、ここで問題となるのは、以下の二ごとく濮氏が簡4の後に十二字の缺字を推定して簡5を接続し、管仲の言の続きをみなす点である。

徳以臨民、民望其道而服焉、此之謂仁之以徳。且管仲有言曰、「君子恭則遂、驕則侮、備言多難」**【4】** □  
有榦（姦）童（動）、百姓送之以□□**【5】**

濮氏は、簡5の冒頭「擾事皆得其勸而強之」について、首字難辨、疑爲「𠂇」、或「憲」、讀爲「擾」、音通。「擾」、亂、擾亂、侵擾。「戔」、古文「得」。「囉」、讀爲「勸」。「慶賞」與「刑罰」對言、「勸說」與「強制」並舉，在《管子》一書中我們可以看到管仲的這

些主張。

と述べ、「管子」權修篇・正世篇・霸言篇から類似の思考が見られる部分を引用している。しかし冒頭の文字の解釈が確定しないために全体の文義を明確に把握し難く、引用された『管子』諸篇との関係についても、必ずしも簡5の当該部分と限定的に結び付くものではない。むしろ『管子』との具体的な関連という点から注目されるのは、次句「邦有榦（姦）童（動）」に見られる「姦動」の語である。濮氏は、

「榦」、同「檻」「杆」。讀爲「姦」。「童」、讀爲「動」。「姦動」、《管子·九守》「一曰長目、二曰飛耳、三曰樹明。明知千里之外、隱微之中、曰動姦。姦動則變更矣。」

と述べ、簡5に見える「榦童」を『管子』九守篇中の「姦動」に比定する。九守篇の引用箇所は、君主が守行すべき九項目のうちの第八項目にあたり、君主の情報収用について説いた部分であり、すぐれた君主は眼力・聴力・明察力をもつことによつて、邪惡を洞察し、災いを未然に防ぐことを述べている。すなわち九守篇の「姦動」は、明晰な君主によつて行われる邪惡（姦）に対する洞察（動）

という意味に解釈されるのである。ところが、簡5では「則ち邦に姦動有り」と「姦動」が「邦」に所有されるものとして表現されており、九守篇とは意味合ひを異にすると考えられる。

以上の諸点から、簡5と『管子』との間には明瞭な関連を見いだすことは困難であり、簡4の「管仲に言有りて曰く」の後文として簡5を接続することについては、なお慎重な検討が必要であろう。したがつて、本稿では取り敢えず、簡4までを第一組とし、その下接については待考としておきたい。

統いて、第二組の検討に移る。

### 〔第二組〕

〔康子曰、「……」寧移肥也。〕

孔子曰、「丘聞之孟子側曰、夫書者、以著君子之德也。」〔6〕夫詩也者、以誌君子之志。夫義者、以斤君子之行也。君子涉之、小人觀之、君子敬成其德、小人晦昧。〔7〕

〔康子曰、「……」寧ろ肥を移<sup>あらた</sup>むるなり。〕

孔子曰く、「丘之を孟子側に聞くに曰く、夫れ書なる者は、以て君子の徳を著すなり。夫れ詩なる者は、以て君子の志を誌すなり。夫れ義なる者は、以て君

子の行を斤にするなり。君子は之に涉り、小人は之を観る。君子は敬いて其の徳を成し、小人は晦昧あきらか：：

簡6の「孔子曰」以前の部分は「寧移肥也」の四字のみであり、文意を十分に把握し難いものの、「肥」が季康子の名であり、直後に「孔子曰」と展開することから、季康子の発言の末尾であることは疑いない。孔子の言は、『書』は君子の徳を著したもの、『詩』は君子の志を誌したもの、『義』は君子の行いを明らかにするものであり、君子はそれらにもとづいて実践し、徳を形成していくのに対し、小人はそれらをただ観視するのみで、蒙昧なまに終わることを述べたものと理解される。

このうち「義」については、李天虹氏が、

按、本段的前三句是排比句、書・詩都是具體的東西、而「義」是抽象的概念、所以我懷疑「義」讀為「儀」。〔儀〕可指禮儀、但在這裏也可能指記載禮儀的文字或文章。

と述べる「とく、『論語』などに多見される抽象的な概念をあらわす「義」ではなく、具体的な礼儀をあらわす「儀」を指し、ここでは礼儀を記した文献を意味するとの解釈

が妥当であろう(注4)。

また、孔子がその言を引用する「孟子側」について、濮氏は「孟子吳(餘)」と訛するが、ここでは李銳1の以下の見解に従う。

按、原釋文讀為孟子吳(餘)、並指出他與孟子側非一人。但簡文字形與包山簡<sup>181</sup>「𠂔」下之形近(包山簡從日)、而與吳不同(「吳」字口形明顯)。包山簡讀為「𠂔」。此疑讀為「孟子側」、即孟子反、為孔子所敬者。《論語·雍也》「子曰、孟子反不伐、奔而殿。將入門、策其馬、曰、非敢後也、馬不進也。」簡文「丘聞之、孟子側曰」與「丘聞之、臧文仲有言曰」、或有聽聞與傳聞之別。

李氏は字形の分析に加え、直接的な聽聞と間接的な伝聞との間に表現上の区別が存在した可能性を指摘しており、この点からも孔子と同時代の人であり『論語』にも登場する「孟子側」の蓋然性は高いと判断される。

それでは、第二組の問答は『季康子問於孔子』においてどのような展開の上に位置していたのであるか。ここで注目されるのは、『季康子問於孔子』全二十八簡のうち「徳」の語をもつ竹簡は簡2・簡4・簡6・簡7の四簡に限られ、同時にこれらの四簡には「君子」の語も見

いだされる点である。また簡3・簡4の「敬成其徳」の語句は、簡7にも認められる。こうした用語の分布状況や語句の合致は、簡2・簡3・簡4を含む第一組と簡6・簡7を含む第二組とが密接な関係をもつことを示唆する。そして上述のごとく、第一組は『季康子問於孔子』の冒頭に位置することから、第一組と第一組とはその間に「寧移肥也」の末尾四字が残存する季康子の問い合わせを挟んで、ほぼ直接的に話題が展開していくと見なすことができよう。したがって、簡6・簡7の孔子の発言内容から推して、簡6の「孔子曰」の前に位置した季康子の問い合わせは、統治者としての徳を形成するための方針に関するものであり、残存する末尾の「寧移肥也」は、自らその方法に従わんことを意味する表現であつたと理解されよう。

以上の検討を踏まえれば、第一組と第二組とは、およそ以下のようない展開であつたと推測される。

### 〔第一組〕

季康子……統治者として君子がなすべき重要な任務を問う。



孔子……君子がなすべき重要な任務を説く。

←

季康子……徳治の内容を問う。

←

孔子……徳治の内容を説き、管仲の言を引用してその重要性を裏付ける。

〔第二組〕

季康子……統治者としての徳の形成の方法を問う。

←

孔子……孟子側からの聴聞を引用し、徳の形成における『書』『詩』『義』の意義と、それにはかわる君子と小人との相違を説く。

四、第三組の検討

続いて、第三組の検討に移る。第三組は、基本的に陳劍1によつて提示された編聯・釈文にもとづく。この修正案は漢氏の原案と異なる点が少なくないが、これによつてはじめて問答の内容が整合的に理解される」とから、妥当性の高い復原であると考えられる(注5)。ただし、陳氏は簡8と簡21との間に簡5が位置する可能性を指摘するが、ここでは簡18Aと簡5との接続を指摘する李銳1に従つた。また、陳氏は簡20の後に簡23を接続するが、

〔第三組〕

「康子曰、「……」也。葛歎今語肥也、以處邦家之術曰、君子不可以不強、不強則不立【8】。□悞、□悞則民然(?)之。母信玄曾、因邦之所賢而興之。大罪殺【21】之、臧罪刑之、小罪罰之。苟能固守【22A】而行之、民必服矣。古(吾)子以此言爲奚如。」

孔子曰、「由丘觀之、則美【13】言也已。且夫歎今之先人、世三代之傳史、豈敢不以其先人之傳志告。」

康子曰、「然其囑人亦曰、古之爲【14】邦者必以此。」  
 孔子曰、「言則美矣。然【15A】異於丘之所聞。丘聞之、臧文中言曰、君子強則遺、威則民不【9】道、齒(?)則失衆、猛則無親、好刑則【10A】不祥、好殺則作亂。是故賢人之居邦家也、夙興夜寐、【10B】降(?)耑以比、民之勸(?)美、弃惡母歸。慎小以答大、疏言而密守之。母欽遠、母詣(?)遂。惡人勿讐、好【19】人勿貴。救民以親、大罪則處之以刑、臧罪

この点についてもなお異論の余地があるため、ここではその前の簡20までにとどめ、下接については待考とした。簡5および簡23の問題については、次章においてあらためて検討を加える。それでは第三組の釈文を以下に掲げる。

則處之以罰、小則貲之。凡欲勿尚、凡失勿憎。各【20】

「康子曰く、」……なり。葛國今の肥に語るや、邦家を処する術を以て曰く、君子は以て強いらざるべからず、強いらざれば則ち立たず。……□懲す。□

懲すれば則ち民は之を然りとす。玄曾を信する母く、邦の賢とする所に因りて而して之を興す。大罪は之を殺し、藏罪は之を刑し、小罪は之を罰す。苟くも

能く固守し而して之を行えば、民は必ず服せり、と。

吾子は此の言を以て為すこと奚如。」

孔子曰く、「丘に由りて之を觀れば、則ち美言なるのみ。且つ夫れ歎今之先人は、世三代の伝史なれば、豈に敢えて其の先人の伝志を以て告げざらん。」

康子曰く、「然れば其の人に囁ぐるも亦た曰く、古の邦を為むる者は必ず此を以てす、と。」

孔子曰く、「言は則ち美なり。然れども丘の聞く所と異なれり。丘之を聞く、臧文中に言有りて曰く、君子強なれば則ち遺い、威なれば則ち民は道わず、齒わば則ち衆を失い、猛ければ則ち親しむ無し。刑を好めば則ち祥ならず、殺を好めば則ち乱を作す。是の故に賢人の邦家に居るや、夙に興き夜に寐り、降耑して以て比ぶれば、民は之れ美を勧め、惡を棄て

て帰する母し。小を慎み以て大に答え、言を疏にして而して密は之を守る。遠きを欲ぶこと母く、詣り遂る母し。人を惡みて讒する勿く、人を好みて貴ぶ勿し。民を救うに親を以てし、大罪は則ち之を処するに刑を以てし、藏罪は則ち之を処するに罰を以てし、小は則ち之を貰す。凡そ欲して尚うる勿く、凡そ失いて憎する勿し。各……

第三組の編聯に關わる陳劍1以外の見解として注目されるのは、以下のごとく、李銳1が簡11Aと簡18Bとの綴合を指摘し、さらにその両簡を簡10 A Bと簡19との間に位置付ける点である。

参照陳劍先生的重新編聯、此處11疑可於「二」字下分為兩段、上段下接簡18下半段、拼合爲一簡「深（深）徇（劖）。是故夫迫邦甚、難民乃多、一【11A】田肥、民則安、惰民不樹（注5）。是故賢人大於邦而有劖心、能為鬼【18B】、疑上接簡10、下接簡19。

先に掲げた陳劍1の編聯にしたがえ巴、第三組における孔子の第二言は、季康子が提起した葛國今の強權統治に対し、臧文仲の言の引用により反駁を加えた内容と見なされる。孔子の第二言の全体が知られないため、臧

文仲の言の引用範囲を把握し難いが、いずれにしても、葛歎今<sup>9</sup>の強権統治に対するアンチテーゼとして、まず簡9「君子強則遺」から簡10B「奸殺則作亂」までの部分に、強権統治が引き起こす弊害が列挙され、それに対して簡10B「是故賢人之居邦家也」から簡19および簡20には、こうした弊害を未然に防ぐために賢人が邦家において実践するさまざまな方策が提示されるという論理構造を読みとることができる。

一方、李銳1が接続を指摘する簡11A-18Bは、統治における賢人の労苦を述べた内容であり、簡9-10A-B-19-20にみられる賢人の方策とは異質の内容が認められる。したがって、簡10A-Bと簡19との間に簡11A-18Bが位置するとの李銳1の推測によれば、先に述べた論理構造が破綻し、晦渺な展開を想定せざるを得ない。

ただし留意すべきは、簡10B「是故賢人之居邦家也、

夙興夜寐」と簡18B「是故賢人大於邦而有劬心」との間には「是故賢人」という他には見られない共通の形式が認められる点である。したがって、簡10A-Bと簡19との間に位置するとの推定には従いがたいものの、簡11A-18Bが、第三組における孔子の第二言中に存在した可能性はなお十分に考慮されよう。さらに以下に掲げる簡22Bには、簡11Aと類似した統治の混乱に関する記述が見

いだされ、「賢人」という他の組には見られない語彙の共通性も認められることから、先に掲げた第三組の簡20以降の部分に、乱世がもたらす統治の混亂とそれに対する賢人の労苦といった内容が存在し、簡11A-18Bおよび簡22Bはその部分に位置した可能性も指摘されよう。

□減速母恆、災後之世、比亂邦、相懐毀、衆必惡善。  
賢人【22B】

ただし、簡11A-18Bと簡22Bとの相互関係や第三組における論理展開上の位置付けなどについては不明な点が多く、今後さらに慎重な検討が必要である。

このように孔子の第二言については、なお十分に把握し難い点が少なくないが、以上の検討を踏まえれば、第三組の問答は、おおよそ以下のとおり展開であったと推測される。

### 〔第三組〕

季康子……葛歎今が語る強権統治について、孔子の意見を質す。

孔 子……明確には否定せず、一定の譲歩を示す。

← ←

季康子……重ねて葛歎今之言を提示する。

↓

孔子……臧文仲の言を引用し、強権統治を否定し

寛政を説く。

矣。」康子曰、「母乃肥之昏也、是佐乎。故如吾子之足肥也。」孔子曰【11B】

辭曰、「子之言也已重。丘也聞、君子【18A】

簡18Aには「孔子」の語は見られないが「丘也聞」の語から、孔子の発言であることに疑問の余地はなく、牛新房氏はこの二箇の接続を以下のごとく指摘している。

前章までにおいて、諸家の見解を踏まえ、第一組・第二組・第三組の編聯について検討を加えた。本章では、編聯に関する未解決の問題として、以下の二点を中心に論述する。

(I) 第一組・第二組・第三組以外の残余の竹簡の編聯をどのように理解するか。  
(II) 第一組・第二組と第三組および残余の竹簡を全体構成との関係からどのように位置付けるか。

この二つの問題は相互に密接な関連をもつが、まず(I)について注目されるのは、残余竹簡のうち発言の話者を確証し得る例として、簡11B(季康子)と簡18A(孔子)が見いだされる点である。以下に濮氏の原訥文を掲げる。

康子曰「母乃肥之昏也、是佐乎？故如吾子之足疏肥也。」孔子□【11B】  
辭曰「子之言也已重。丘也聞君子【18A】

缺失箇の存在が想定されることを十分に考慮しておく必要があるが、少なくとも現存箇によれば、簡11Bと簡18Aとの接続は本文・内容の両面において整合性を認めることができ、これを否定すべき積極的な根拠は見いだしがたいようと思われる。ただし、簡11Bの末尾「孔子□」の一字分の缺字をどのように解釈するかについては、なお検討の余地があろう。この缺字は、濮氏の原訥文で

は「孔子曰」と「曰」字が補入され、後文については「本

### 【18 A】

簡下有缺文」とされている。写真図版によれば、「孔（孔子）」の直後で竹簡が缺失して残缺字の痕跡はなく、一字分の缺字の存在は、「孔」字と第三編縄（契口）との位置関係から推定されたものと見なされる。ところが完簡および下段が残存する他の二十簡について、簡末字と第三編縄（契口）の位置との距離を見ると、簡によって相互に差異があり、例えば簡3・簡7のように簡末字と第三編縄（契口）との間にかなりの空白をもつ例も認められる。

こうした例を踏まえれば、簡11Bの末尾には必ずしも一字分の缺字を想定する必要はなく、簡11Bと簡18Aとの接続部は「孔子辭曰」であったとの推定も可能であろう。以上の検討から、簡11Bと簡18Aとの接続により、先に見た三組以外に新たな第四組の問答の存在が明らかとなる。

それでは、簡11Bと簡18Aの季康子と孔子の問答は、どのように解釈されるであろうか。先の検討と諸家の釈読を踏まえて、あらためて釈文を掲げると以下のとくである（簡11Bの冒頭「矣」字は省略）。

康子曰、「母乃肥之昏也是差乎。故如吾子之疏肥也。」

孔子【11B】辭曰、「子之言也已重。丘也聞、君子

### 【18 B】

季康子の言中に見える「左」字を濮氏は「佐」に釈して補佐の意と解するが、ここでは後文との関連から、季旭昇氏が「差」に釈して「差失」の意と解するのに従う。

この季康子の発言は、自らの昏昧による失政の危惧を述べ、孔子に疏通を願つたものであり、これに対しても孔子は、「子の言や己に重し」と内省する季康子の姿勢を評価し、その上で「丘や聞く」という導入によって自説を開したものと理解される。濮氏は「孔子」の後の「辭」字を「告辭」の意と解するが、簡11Bとの接続を前提とすれば、牛氏が「一辭」訓謙讓、表示孔子的謙虚」と述べるごとく、教導を請われた孔子の辞讓の意とどるのが妥当であろう。

ここまで本章のはじめに提示した問題（II）との関連から、『季康子問於孔子』における第四組の問答の位置について、考察を加えてみよう。既述したごとく、第一組と第二組とは連続した展開と見なされ、語彙や内容の面の検討からもこの問答が第一組と第二組との間に位置したと推定することは困難である。次に第二組の後に位置したと仮定した場合はどうであろうか。第二組の孔子の発言が全体としてどのような内容であつたかが不明で

あるため、あくまでも残存部のみからの推測にとどまるを得ないが、統治者として『書』『詩』および『義』の実践的学習による徳の形成を説く孔子の発言の後に、自らの昏昧による失政の危惧を述べる季康子の発言が位置するのは少しく唐突な印象拭いがたいように思われる。むしろ「母乃肥之昏也是差乎。故如吾子之疏肥也」との切迫感を帯びた季康子の発言は、統治について一定の具体的な議論がなされ、しかも季康子が提示した葛戻今の強権統治が孔子によって否定された第三組の後に位置したと見るのが最も穩当であると考えられる。

そしてこの推定に従えば、前章において保留とした簡23の編聯についても解決の糸口を見いだすことが可能となる。簡23の釈文は以下のとくである。

當其曲以成之。然則邦平而民頤矣。此君子從事者之所商趨(?)也。  
【23】

簡23は完簡であり、末尾に留白が認められる。『季康子問於孔子』の残存簡において、留白をもつ竹簡は簡23のみであり、さらに冒頭簡1の季康子の問い「請問、君子之從事者於民之……」と簡23末尾の孔子の答え「此君子從事者之所商趨也」との間に呼応関係が認められることから、簡23が『季康子問於孔子』全篇の末尾に位置す

ることはほぼ確実であると見なされる。そして先の検討を踏まえれば、簡23は第三組の末尾ではなく、第四組の末尾に位置して『季康子問於孔子』全体を締め括るものであつたとの仮説が導き出される。

前章で述べたごとく、陳劍1は簡23を第三組の末尾に位置付けるわけであるが、季康子が提示する葛戻今の強権統治に対し寛政を主張する孔子の発言の帰結として、簡23の内容は文脈上やや不自然であり、「然則邦平而民頤矣」との表現に注目すれば、その前には邦と民とにかかる議論が存在した可能性が考慮される。また、仮に陳劍1のごとく第三類の末尾に簡23を位置付けるとすれば、第三類が『季康子問於孔子』の末尾となり、第四類の問答と全体構成との関係をどのように理解すればよいかとの新たな問題が浮上してくる。

それでは、第四組が『季康子問於孔子』の末尾に位置したとの仮説にもとづき、先行研究を踏まえて私見により復原を試みた第四組の釈文・訓読を以下に提示してみよう。

#### 【第四組】

……矣。

康子曰、「母乃肥之昏也是差乎。故如吾子之疏肥也。」

孔子【11B】辭曰、「子之言也已重。丘也聞、君子

【18A】面(?)事皆得。其勸而強之、則邦有幹。動百姓尊之以□□（注<sup>7</sup>）□【5】□安焉。作而乘之、則邦有獲。先人之所善、亦善之。先人之所使、【12】「亦使之、……先人之所」惡勿使、先人之所廢勿起。然則民坐不善。類父兄子弟而稱賤【15B】□□無難。母忘姑姊妹而遠敬之、則民有禮。然後奉之以中準【附】□者、因古迹禮而章之、母逆百事、皆請行之【17】當其曲以成之。然則邦平而民頤矣。此君子從事者之所商趨(?)也。」【23】

康子曰く、「乃ち肥の昏きや是れ差うこと母からん乎。故に如に吾子の肥を疏(?)せんとするなり。」

孔子辭して曰く、「子の言や已に重し。丘や聞く、君子は面するに事皆な得たり。其の勧めて而して之に強むれば、則ち邦に幹有り。動に百姓は之を尊び以て□□……安んず。作して而して之に乗ずれば、則ち邦に獲有り。先人の善とする所は、亦た之を善とし、先人の使う所は、「亦た之を使い、……先人の」惡「とする所」は使うる勿く、先人の廢する所は起こす勿し。然れば則ち民は善ならざるを坐く。父兄子弟に類して而して称賤……□難無し。姑姊妹を忘ること母

く而して遠ざけて之を敬すれば、則ち民に礼有り。然る後に之を奉ずれば以て準に中する。……者は、古の迹礼に因りて而して之を章かにすれば、百事に逆う母く、皆請いて之を行い、其の曲に当たりて以て之を成せり。然れば則ち邦は平かにして而して民は頤めり。此れ君子の事に従う者の商み趨く所なり。」

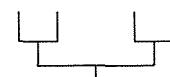
このうち、簡17と簡23との接続、簡18Aと簡5との接続は李銳1（注<sup>8</sup>）、簡12と簡15Bとの接続（中間に缺失を含む）は李銳1・陳偉2の見解に従つた。

第四組の編聯には多くの缺失が含まれ、十分に文意を把握し難い部分も残されているが、注目されるのは、簡5の「其勸而強之、則邦有幹」と簡12の「作而乘之、則邦有獲」とに「……而……之、則邦有……」という共通の構文が見いだされ、さらに『内礼』附簡にも「母忘姑姊妹而遠敬之、則民有禮」と「……而……之、則民有……」という同様の構文が認められる点である。こうした状況を踏まえれば、『内礼』附簡との間に對句の関係が想定される簡15Bの「類父兄子弟而稱賤」の後には『内礼』附簡と同様「之、則民有……」という語句が続いた可能性が指摘されよう。そして「邦」にかかる簡5・簡12と「民」にかかる簡15B・附簡とは、それぞれ末尾簡23の

其勸而強之、則邦有幹【5】  
作而乘之、則邦有獲【12】

—「邦」

類父兄子弟而稱賅「之、則民有……」【15B】—「民」  
母忘姑姊妹而遠敬之、則民有禮【附】—「民」



然則邦平而民頤矣【23】

「然則邦平而民頤矣」に対応する構造になつていたと理解されるのである（右図参照）。

第四組の簡5・簡12、簡15B・附簡に見られる構文の共通性や末尾簡23との対応関係は、第四組の編聯が一定の妥当性をもち、同時に『季康子問於孔子』の全体構成において第四組が末尾に位置することを示唆するものと考えられる。本章の検討によれば、第四組の問答は、おおよそ以下のような展開であつたと推測される。

#### 〔第四組〕

季康子……自らの昏昧による失政の危惧を述べ、孔子に疏通を願う。

孔子……「邦」を平和にし「民」に親睦をもたらす

↓

す方策を説き、統治者としての君子のあり方を示す。

#### 六、『季康子問於孔子』の編聯と構成

以上、本稿では諸家の見解を踏まえ、『季康子問於孔子』の残存二十八簡を四組に区分し、各組における竹簡の編聯と構成について検討を加えた。本稿の検討結果によれば、『季康子問於孔子』の全体は基本的に、第一組→第二組→第三組→第四組の順に展開する構成であつたと推測される。このうち第一組と第二組とはほぼ直接的に展開していたと見なされるが、第一組と第三組および第三組と第四組がそれぞれどのように連繋していくかについて

も述べたように、本稿は、現時点において最も整合性の高い編聯の復原を目標としたものであり、今後の研究の進展を踏まえながら、さらに修正を重ねていく必要がある。

最後に、現存殘簡によつて復原した『季康子問於孔子』の佚文と問答の展開の概略をあらためて提示し、本稿の結びとしたい(注9)。

### 〔第一組〕

季康子問於孔子曰、「肥、從有司之後、一不知民務之焉在。唯子之貽羞。請問、君子之從事者於民之【1】上、君子之大務何。」

孔子曰、「仁之以」德、此君子之大務也。」

康子曰、「請問、何謂仁之以德。」

孔子曰、「君子在民【2】之上、執民之中、施教於百姓、而民不服焉、是君子之恥也。是故、君子玉其言而石其行、敬成其【3】德以臨民、民望其道而服焉。此之謂仁之以德。且管仲有言曰、「君子恭則遂、驕則侮、備言多難【4】」

### 〔第二組〕

「康子曰、「……」寧移肥也。」

孔子曰、「丘聞之孟子側曰、夫書者、以著君子之德

### 〔第三組〕

「康子曰、「……」也。葛戲今語肥也、以處邦家之術也。【6】夫詩也者、以誌君子之志。夫義者、以斤君子之行也。君子涉之、小人觀之、君子敬成其德、小人晦昧【7】」

「康子曰、「……」也。葛戲今語肥也、以處邦家之術曰、君子不可以不強、不強則不立【8】。□懷、□懷則民然(?)之。母信玄曾、因邦之所賢而興之。大罪殺【21】之、臧罪刑之、小罪罰之。苟能固守【22】A而行之、民必服矣。吾子以此言爲奚如。」

孔子曰、「由丘觀之、則美【13】言也已。且夫戲今之先人、世三代之傳史、豈敢不以其先人之傳志告。」

康子曰、「然其囑人亦曰、古之爲【14】邦者必以此。」

孔子曰、「言則美矣。然【15】A異於丘之所聞。丘聞之、臧文中言曰、君子強則遺、威則民不【9】導、鹵(?)則失衆、猛則無親、好刑則【10】A不祥、好殺則作亂。是故賢人之居邦家也、夙興夜寐、【10】B降(?)耑以比、民之勸(?)美、弃惡母歸。慎小以合大、疏言而密守之。母欽遠、母詣(?)遂。惡人勿鞭、好【19】人勿貴。救民以親、大罪則處之以刑、臧罪則處之以罰、小則貲之。凡欲勿尚、凡失勿憎。各【20】

深劬。是故夫迫邦甚、難民能多。—【11】A田肥、

……

民則安、瘠、民不樹。是故賢人大於邦而有劬心。能

爲畏【18 B】

…

□滅速母恆、災後之世、比亂邦、相懼毀、衆必惡善。

賢人【22 B】

〔第四組〕

…矣。」

康子曰、「母乃肥之昏也是差乎。故如吾子之疏肥也。」

孔子【11 B】辭曰、「子之言也已重。丘也聞、君子

【18 A】面(?)事皆得。其勸而強之、則邦有幹。動百姓尊之以□□□【5】□安焉。作而乘之、則邦有獲。

先人之所善、亦善之、先人之所使、【12】「亦使之、

…先人之所」惡勿使、先人之所廢勿起。然則民坐不

善。類父兄弟而稱賤【15 B】□□無難。母忘姑姊

妹而遠敬之、則民有禮。然後奉之以中準【附】□者、

因古迹禮而章之、母逆百事、皆請行之、【17】當其曲

以成之。然則邦平而民順矣。此君子從事者之所商趨(?)也。」【23】

〔第一組〕

季康子……統治者として君子がなすべき重要な任務を問う。

孔 子……君子がなすべき重要な任務は徳治である

ことを説く。

季康子……徳治の内容を問う。

←

孔 子……徳治の内容を説き、管仲の言を引用して

その重要性を裏付ける。

〔第二組〕

季康子……統治者としての徳の形成の方法を問う。

←

孔 子……孟子側の言を引用し、徳の形成における『書』『詩』『義』の意義と、それにかかる君子と小人との相違を説く。

〔第三組〕

季康子……葛歎今が語る強権統治について、孔子の意見を質す。

←

孔 子……明確には否定せず、一定の譲歩を示す。

季康子……重ねて葛歎今の言を提示する。

←

孔子……臧文仲の言を引用し、強権統治を否定し寛政を説く。

#### 〔第四組〕

季康子……自らの昏昧による失政の危惧を述べ、孔子に疏通を願う。

↓

孔子……邦を平和にし民に親睦をもたらす方策を説き、統治者としての君子のあり方を示す。

#### 注

(1) 『内礼』と『昔者君老』との関係については、林素清「枳「匱」—兼及『内礼』新釈与重編」(「中国文学学的方法与実践国際學術研討会」提出論文、アメリカ シカゴ大学、二〇〇五年五月二十八～三十日)・「上博四《内礼》篇重探」(出土簡帛文献与古代學術国際研討会)提出論文、台湾 国立政治大学、二〇〇五年十二月一・三日)、井上亘「《内礼》篇与《昔者君老》篇的編聯問題」、簡帛研究網一〇〇五年十月十六日 (<http://www.jianbo.org/>) 参照。

(2) 『季康子問於孔子』簡16と『内礼』附簡の帰属については、拙稿「上博四《内礼》附簡・上博五《季康子問於孔子》第十六簡的帰属問題」、簡帛網一〇〇六年三月七日 (<http://w>

ww.bsm.org.cn/)

および本号所載の拙稿「出土古文献復原における字体分析の意義」参照。

#### (3) 前掲注 (2) 参照。

(4) 『左伝』昭公五年の「公如晉、自郊勞至于贈賄、無失禮。晉侯謂女叔齊曰、魯侯不亦善於禮乎。對曰、魯侯焉知禮也」や昭公廿五年の「子大叔見趙簡子。簡子問揖讓周旋之禮焉。對曰、是儀也、非禮也。簡子曰、敢問、何謂禮。對曰、吉也。聞諸先大夫子產、曰、夫禮、天之經也、地之義也、民之行也。……」などの記述によれば、統治原理としての礼に対して、形式的な儀節を指して儀と称したことが知られる。ただし、ここで孟子側からの聴聞として孔子が言及する『義』は、『書』『詩』と並置されることからも明らかのこととく、『左伝』において女叔齊や子大叔が批判するような形式的な作法ではなく、統治原理としての礼を具現するための実践内容を指したものと理解される。なお、礼については、簡17に「因古迹禮而章之、毋逆百事」、附簡に「母忘姑姊妹而遠敬之、則民有禮」との用例が見られ、「これらはいづれも則るべき社会秩序を意味するものと解釈される。(5) 陳劍1は、修正案による編聯とその大意について、以下

「繁戯今」當是人名、「繁」是其氏、「戯今」為其名。此人告訴季康子的治民之術，中心思想在於用強・嚴刑罰。簡8・21・22 A 到簡13前段、係季康子引此人之說徵求孔子意見。孔子自然是不以為然的、但初未反對，只說「戯今」的先人世世相繼為三代遞傳之史官，其言亦為有據。後又言但跟自己所聽說的不同，然後孔子正面陳說自己的看法，中間有些字詞和文句還不能確解，但可以看出其中心思想是主張行“寬政”（與“猛”相對）、減刑罰。針對前文季康子引「戯今」說的大皇殺・臧辜刑・小辜罰、主張皆赦免而寬降一等，變成大辜刑・臧辜罰・小辜賞。根據以上理解去排比上引簡文和全篇其他簡文，可知以上編聯組是可靠的。

なお、陳劍2は「繁戯今」の「繁」字を「葛」字に釈すべきことを指摘しており、「(二)では」の見解に従い「葛戯今」と改釈した。

(6) 李銳3では「脩民不樹」の釈読を陳劍1に従い「瘠、民不樹」に修正している。

(7) 漢茅左氏は「百姓」の前で句点を付し、管見の及んだ他の釈文もすべてこれに従うが、「(二)では」は後述する構文の共通性を踏まえて「百姓」の一字前で句点を付し、「其勸而強之、則邦有幹。動百姓尊之以□□」と釈讀した。

(8) 李銳1は簡18 A-5の後に簡11 Bが接続すると述べるが、

後述の「(二)では」簡5と簡12とに見られる構文の共通性から、本稿では簡5と簡12との接続案を提起した。なお、李氏もみずから述べるように、簡11 Bは後段部の残簡であるため、李銳1の見解に従った場合、簡5と簡11 Bとの間に簡11 Bの上段部に相当する缺字を補入する必要がある。また、簡11 Bの後続についても、簡11 B末尾「孔子[曰]」の内容と残存簡との関係をどのように理解するかとの新たな問題が指摘される。

(9) 本稿第四章において検討を加えた「(二)では」、簡11 A-18 B・簡22 Bについては第三組との関連が想定されることから、取り敢えず第三組末尾に配置した。ただし、これはあくまでも便宜的な処置であり、簡11 A-18 Bと簡22 Bの排列の順序についても待考としておきたい。

〔付記一〕 本稿は、拙稿「上博五《季康子問於孔子》的編聯與結構」（「新出楚簡國際學術研討會」提出論文、武漢大學・二〇〇六年六月二十六日～二十八日）にもとづく邦文である。

〔付記二〕 本稿は、平成十八年度科学研究費補助金・基盤研究(B)「戦国楚簡の総合的研究」（研究代表者：湯浅邦弘教授（大阪大学）による研究成果の一部である。